

## 緊急事態宣言に伴う定期券の払戻しについて

新型コロナウイルス感染症対策のため、愛知県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、外出自粛により定期券をご使用にならなくなったお客様に対して、以下のとおり特例払戻しを行います。

(1) 特例払戻しの取扱い期間

令和3年5月12日（水）より取扱いを開始し、緊急事態宣言解除の翌日から1年間

(2) 特例払戻しの対象となる定期券

愛知高速交通株式会社に令和3年5月11日（火）までに購入した定期券（地下鉄との連絡定期券を含む。）

※定期券の特例払戻しは、新たな定期券の購入前、または購入と同時に申し出ください。払戻しをする前に、当該定期券に新たな定期券を購入（新規・継続）された場合など、定期券の券面にて対象の定期券と確認できない場合は、特例払戻しの対象外になります。  
※愛知高速交通(株)以外で購入した定期券は、購入した事業者の窓口で申し付けください。

(3) 払戻しのお申し出日

対象となる定期券は、窓口へ払戻しをお申し出いただいた日にかかわらず、令和3年5月11日（火）を払戻しのお申し出日とします。ただし、令和3年5月12日（水）以降に、当該の定期券をご使用になった場合は、その最終使用日をお申し出日とします。

※特例払戻しをされるお客様は、対象の定期券をご使用にならないようお願いいたします。

なお、払戻しの際には、ご利用履歴を確認させていただきます。

(4) 払戻し額の計算方法

対象となる定期券は、定期券のご利用開始日から令和3年5月11日（火）までご利用いただいたものとして、弊社規定により払戻し額を計算いたします。（手数料なし）

なお、払戻し額がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※払戻しの際は、定期券の記名人本人であることを確認できる公的証明書等（運転免許証、学生証、健康保険証など）をご用意ください。

・manacaのSF（現金）残額のみは払戻しはできません。また、SF（ポイント）は払戻しの対象外です。

・払戻しを行った後で、払戻しを取消すことはできません。

(5) 取扱い駅

藤が丘駅・八草駅

ご注意

・払戻しのために無人駅から藤が丘駅、または八草駅までリニモにご乗車される場合は、対象の定期券を使用しない（改札機にタッチしない）で、券売機近くのインターホンで係員にその旨をお申し付けください。係員が入場・出場の手配をいたします。